

産前・産後家事支援事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産前・産後家事支援事業実施要綱（27足教子援発第1416号、平成28年3月31日子ども家庭部長決定）第9条第2項に基づき、産前・産後家事支援事業者の登録等に関し必要な事項を定める。

(事業者の登録)

第2条 産前・産後家事支援事業（以下「事業」という。）に係る業務を受託することを希望する事業者は、この要綱で定めるところにより区の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

(登録基準)

第3条 登録の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 足立区内に事業所を有する法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条に規定する指定居宅サービス事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（26足総契発第2106号、平成27年3月27日区長決定）による指名停止を受けていないこと、又はこれに準じる行為を行っていないこと。
- (5) 法人の代表者その他の役員・理事に、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者がいないこと。
- (6) 第10条第2号ないし第5号の規定により過去5年以内に登録が取り消された法人でないこと、又は同法人の代表者その他の役員・理事であった者が代表者その他の役員・理事を務める法人でないこと。

(登録の申請)

第4条 第2条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、産前・産後家事支援事業者登録申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (2) 法人の定款の写し
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条に規定する指定居宅サービス事業者指定通知書の写し
- (4) その他区長が別に定めるもの

2 区長は、前年度に事業に係る委託契約の締結実績がある事業者については、第1項第1号及び第2号に掲げる書類の提出を免除することができる。

(登録及び却下の決定)

第5条 区長は、事業者が第3条に定める基準を満たすと認めるときは、第2条の登録を決定する。

2 区長は、事業者が第3条に定める基準を満たさないと認めるときは、第2条の登録をしないことを決定する。

(登録及び却下の通知)

第6条 区長は、前条第1項の規定により登録の決定をしたときは、当該事業者（以下「登録事業者」という。）に対して書面でその旨を通知する。

2 区長は、前条第2項の規定により登録をしないことを決定したときは、当該事業者に対して書面でその旨を通知する。

(変更の届出)

第7条 登録事業者は、第4条第1項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合には、変更事項を明らかにする関係書類を添えて、その変更があった日から30日以内に登録事項変更届出書（第2号様式）により区長に届け出なければならない。

(登録の期間)

第8条 登録の有効期間は、登録を受けた日が属する年の翌年3月31日までとする。

(報告等)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者又は登録事業者の従業者であった者に対し、報告又は帳簿書類等の提出を命じることができる。また、これらの者の出頭を求め、足立区職員をしてこれらの者に対して質問し、又は実地を調査することができる。

2 前項の規定による質問又は実地調査を行う場合においては、足立区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求がある場合においては、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。

(2) 登録事業者が前条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 登録事業者が前条第1項の規定による出頭、同項の質問に対する答弁を拒み、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(4) 登録事業者が偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(5) 登録事業者の債務不履行その他の事由により区長が事業に係る委託契約を解除したとき。

(委任)

第11条 区長は、この要綱に定める区長の権限を子ども家庭部長に委任する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則（27足教子援発第1407号 平成28年3月31日子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足教ここ発第1389号 平成29年3月31日子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（29足教ここ発第1320号 平成30年3月5日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（31足教ここ発第1064号 令和元年11月25日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

年 月 日

産前・産後家事支援事業者登録申請書

（提出先）

子ども家庭部長

申請者 所在地

名 称

代表者

印

産前・産後家事支援事業者の登録等に関する要綱の規定により、登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	法人種別		法人所轄庁	
	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏 名
	代表者の住所	(〒 —)		
登録する事業所	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地	(〒 —)		
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

※登録する事業所が複数ある場合は、別紙事業所一覧をあわせて作成、提出してください

すでに法人が行っている事業について記入してください（法令の根拠がないものも含む。）

サービス種類	事業所名	開始年月日

登録事業所一覧（産前・産後家事支援事業者登録申請書別紙）

事業者名 _____

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

フリガナ			
名称			
所在地	(〒 —)		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

年 月 日

登録事項変更届出書

(提出先)

子ども家庭部長

所在地

名 称

代表者

印

次のとおり登録した内容を変更しましたので届け出ます。

登録内容を変更した事業所(施設)		名 称
		所 在 地
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	申請者の名称及び所在地	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名	
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書(当該登録に係る事業に関するものに限る。)	(変更後)
7	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	
変	更	年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から30日以内に届け出てください。